

令和4年第2回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 令和4年6月 8日

閉 会 令和3年6月10日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（6月9日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	八木澤 琴 美 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	高 田 一 憲 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 谷 久美子 君
教 育 課 教 育 班 長	森 昭 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 孝 治 君
議 会 事 務 局 次 長	坂 本 ゆかり 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番 小 鹿 重 一 君

2 番 川 崎 憲 二 君

---

議事日程（第2号）

第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

第2 一般質問 2番 川崎憲二 議員

第3 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第4 一般質問 3番 久慈省悟 議員

第5 一般質問 7番 坂本 豊 議員

午前9時38分 開議

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は5名です。通告順に一般質問を行います。

1番小鹿重一君の質問を許します。小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。1番小鹿重一です。よろしくお願いをいたします。

今日は新型コロナウイルスワクチン接種状況と今後の対応についてお伺いいたしますので、よろしくお願いをいたします。

新型コロナウイルスの感染が確認されてから2年半が経過し、ワクチンの3回目の接種が実施されているにもかかわらず、未だに収束の兆しが見えない状況にあります。

隣町の外ヶ浜中央病院ではクラスターが発生し、本来の業務が制約されて利用者に支障が出ています。また、村においても主要な行事が中止になるなど、普通の状態に戻っていないのが現状であります。

このようなことを踏まえ、次のことについて質問をいたします。

1番、蓬田村における3回目の年代別接種率はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） お答えします。

令和4年5月31日現在、3回目の接種率は、12歳から19歳までの方で51.55%、20歳代で63.7%、30歳代65.5%、40歳代73.86%、50歳代85.26%、60歳代90.04%、70歳以上の方で91.8%で、村全体としては81.87%となっております。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 年代が進むごとに接種率が高くなっているというのが分かりました。

その中でモデルナ製の接種は幾らあったのか、把握していましたらお知らせ願います。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） モデルナ社のワクチンは、18歳以上の方が接種できることになっておりまして、5月31日現在で414の方がモデルナ社のワクチンを接種しております。

18歳以上の3回目接種した人の割合で言えば、約21%の人がモデルナ社を打っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） モデルナ社のワクチンが使用されずに廃棄されたということはなかったのか、お伺いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） モデルナ社の廃棄なんですけれども、蓬田診療所に配分されたモデルナ社の使用期限が5月28日だったことで、5バイアル、瓶で5本分の回数でいえば75回分を破棄しました。

以上です。

○1番（小鹿重一君） はい、分かりました。次に進みます。

2番、対象者の中にはワクチンを接種しない人、あるいは拒否している人がいるとすれば、それはどのような理由によるものだったのか、お伺いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 新型コロナウイルスワクチンの接種は、強制ではなく任意接種となっています。ご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。

あと、理由についてもワクチンを接種したいけれども、ご自身の体調などにより接種できない人や副反応などを考え不安からご自身の意思で接種していない人など、様々な理由が考えられると思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 強制ではないということはそのとおりでありまして、任意なものでありますが、できるだけ広範に幅広く接種していただきたいというのが皆さんの考えであったと、私は思っていますけれども。ただ、どうしてもワクチンの接種を理解で

きていないというような人がいるのではないかなと思いますし、そういうときに行政から何らかの説明はされたものかということをお伺いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） ワクチンのことに関しては、接種券を送付するときにチラシや説明書等を入れてワクチンの説明などはしております。また、問合せとかあった際は専門の医療機関などにご相談の上で自分自身も接種するかどうかお考えくださいということで、こちらのほうで伝えています。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 3番に行きます。

ワクチンの接種後に肩が痛いとか熱が出たとかというような話は聞いたことありますが、そういう副反応が出て医師の診察を受けた人がいるのか、お伺いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 副反応での医師の診察なんですけれども、蓬田診療所ではそのような副反応で診察を受けたということは聞いておりません。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） ないということですので、よかったかと、それはそのように理解します。

次、4番に行きます。

いよいよ4回目の接種ということになるわけですが、この4回目の接種についてでございますけれども、基本的には3回目の接種から5か月以上の間隔を空けて、60歳以上と持病のある人等に対象を絞って実施することになっています。

その実施時期と接種券の発送方法はどうなるのか、お伺いいたします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 4回目の接種対象者は、3回目の接種終了から5か月以上経過した60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者で基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者であります。

60歳以上の方と、初回接種のとき1回目、2回目の接種のときに基礎疾患ありで申請した方へは6月中旬以降、順次接種券は発送していく予定です。

また、このほか初回接種で基礎疾患ありで申請していない方でも、基礎疾患を有する者から村のほうへ申請がありましたら、その都度、接種券のほうは発行していく予定です。

大体5か月過ぎたあたりから順次、その申請に基づき発行していく予定です。

また、診療所では6月下旬より4回目の予約を受け付ける予定となっており、4回目の接種開始日は7月11日を今のところ予定しております。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 7月11日開始予定ということをお伺いしました。

今回配分になるワクチンは、ファイザー製なのか、あるいはモデルナ製なのか、もし分かっていたら、あるいは両方が予定されているものなのか、お伺いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 今回4回目で配分されるワクチンは、ファイザー社とモデルナ社両方のワクチンが配分される予定となっております。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 冒頭に接種率をお伺いしたわけですが、これからいくとまだ3回目の接種が終わっていない人がいると思われそうですが、3回目と4回目の接種は並行して実施されることになるのか、お伺いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） まず、1回目、2回目の接種と3回目の接種は、今のところ令和4年9月30日までということになっておりまして、引き続き1回目、2回目で3回目も9月30日まで引き続き接種していくことになります。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 5番に行きます。

村内で新型コロナウイルスの感染者が出ても村民に対する情報は全くありませんので、何が起きているのか分からないし、対策のしようがないという声が多くあるわけであり、個人情報が出ない形で村民に伝える方法がないものか、お伺いいたします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 村民に伝える方法としてなんですけれども、一応今、県から村のほうへ提供されている感染者の患者の情報というものは、原則として非公表として取り扱うことということになっております。

感染拡大防止の観点から公表する必要があると判断された場合には、必要に応じて県とその関係市町村が協議した上で、県が公表するということになっております。

現在は、県では保健所単位で毎日公表し、市町村別の患者数を1週間単位で公表しているところであります。

また、村民の皆様には、引き続き基本的な感染対策、マスク着用、手洗い、手指の消毒や三密の回避などを引き続き行ってほしいと思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今の説明から言いますと、ある意味、県なり国の指導が入っているというふうな感じを受けたんですけれども、改めて聞きますけれども、この情報を出さないというのは、国あるいは県の指導によるものなのか、お伺いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 県の方針によるものです。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 新型コロナの感染者が出た当初は、玄関に紙が張られたり、あるいはまた白い目で見られたりということはありませんでした。しかしその後、時間も経過して、今は当時と状況が全く変わっていると思うわけです。

例えば、どこの地区で何人発生したとか、小学校で何学年が学級閉鎖したとか、役場や紳装で発生したというようなものでもいいと思うわけです。感染者の詳しい情報については、村長自ら知らされていないと、私も聞いています。

こういう状況なわけですので、このことについて村長の見解をお伺いしたいと思うんですけれども、お願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 議員が今、小鹿議員がおっしゃったとおり、村長にもその情報が入ってきていない。限られた情報というのは、その日の人数だけは情報としてメールで入ってきます。ただ、どこの場所で、誰がどのようにかかったのかという具体的なこと

は全く情報がありませんので、私どももその対処の仕方というのではないわけでございまして、メールにも書かれておりますけれども、これは個人情報に値する場合がありますので、十分注意してくださいという注意書きが入っております。

したがって、私どもが考えなければいけないのは、例えば蓬田村でたくさん出ているのにイベントをやるとか、行事をやるとか、そういった場合はやっぱり情報をつかんでいる村長はじめ4人ですか、つかんでいきますけれども、それらが注意をして行事を進めるようにしていかなければいけないものと、私はこのように思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今日、高谷課長さんに明快にご答弁いただきましてありがとうございました。

新型コロナ対策については、経済面もあわせて問題のないようにしっかりと取り組んでいただきたい、そういうことを要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、1番小鹿重一君の質問を終わります。

---

---

日程第2 一般質問 2番 川崎憲二議員

○議長（木村 修君） 日程第2、2番川崎憲二君の質問を許します。川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） おはようございます。2番川崎です。

今日は、1点について質問したいと思います。

新庁舎建設に伴うインフラの整備ということで、当村の役場もようやく建設場所も決まって、2025年までには新庁舎が完工と、地域住民も待ち遠しいと思います。

新庁舎は、村民や誰もが気軽に来庁できて、憩いの場的な庁舎になればいいかなと思っております。また、住みよい生活を村民がするためにはインフラというのは必要不可欠だと思っております。

そこで質問です。

新庁舎は蓬田駅の山側に建設されると。駅からも近く、バイパスのすぐ下ということで、アクセスもいいと思われれます。

しかし、駅北側の踏切は冬季間以外は通ることはできるんですが、冬季間は閉鎖されて、かなり不便だと思われれます。

そこで、インフラの整備と、整備の一環として、JRへオフシーズンの開放というこ

とを陳情しないといけないのではないかと思います。村の考えはどうか。お伺いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 当該の踏切については、JRの分類上第一種踏切ということで分類をさせていただきます。一般的な自動遮断機が設置されている一般的な踏切であります。

冬季間は閉鎖されるという理由については、道幅も狭くて危険度も高く、JRとしては維持するより閉鎖するほうがよいのではないかと判断でしているのではないかと考えられます。

それから、踏切までの道路の幅員等に関しては、現状、山側の道路の拡幅は可能であると思われましても、海側については民地の間を通っていて、ところどころ狭くなってございまして、それを拡幅するとなると用地買収等も行わないと拡幅できないということで、切替えるにしても建造物、建物も建ててございまして、とても困難ではないかなと思われまします。

また、新庁舎建設に伴いまして、バイパス沿いのほうに庁舎のほう建物を建てるわけですが、そのバイパス沿いの側道等を整備する予定になってございまして、来庁される方は、ぜひともバイパス沿いのほうの通常の大きい広い道路のほうからお越しいただきたいと、そういうふうには今のところでは考えてございまして。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） その踏切は、確かに道も狭く、民家というか、住民の建物等もあり、拡幅等は難しいかと思われまします。ただですね、やはり今、役場新庁舎できた場合、災害が起きた場合、避難場所としても多分、役場を利用すると思ひます。

そうすると、いちいち大回りして来ないと来れない。せつかく道路があるのに、そこが使えないということになると、駅、海側の住民は、結構遠回りして来ないといけなくなり、かなり不便を感じるような感じがします。

また、グリーントウン、よもっと団地の住民からも、冬季間はそこを駅に行くのに通りたいという要望も私も聞いております。

そういう観点から、また将来的にも、やはり役場庁舎へのアクセスには、そこを拡幅なりしておいたほうが、今後、インフラの整備と地域住民もかなり住みやすいという状

況が生まれると思うので、ぜひともそこは買収してでもやったほうがいいと思いますが、その辺はどう思いますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 確かに利便性を考えると、普段使っている人から言わせれば多分そこは利用したいというのは分かるわけですが、やはり地形的にいても、ちょっとその用地買収までして拡幅をするちょっと利点あまり見られないというところが考えられます。

また、駅に列車がいる場合はずっと遮断機が下りたままで、そのようであればどうせだったらその小学校通り、避難場所としては小学校とかをたしか近くの地区は指定されておりますので、役場に来るよりも小学校のほうに避難してもらおうということを考えると、やはり大きなほうの道路を優先的に使ってほしいということもあります。

それから、役場のほうに用事を足しに来る人が利用できる、例えば巡回バス、100円バスとかコミュニティバスありますので、役場自体を利用するためだけでいうと、冬季間、除雪のする部分もありますので、そこら辺を考えると、開けておくより閉めておいて危険性をなくしたほうがいいという考えのほうが、私は現実的ではないのかなと考えてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） 確かにそういう危険性と、また冬季間開けると危険も伴うということで、閉鎖ということになっていると思うんですけども、ただ今この車社会、車1台しか通れないような道路で、確かにほかの道路を通ると、小学校通りとあるのでそっちを通るといけるんですけども、いざ本当に災害等あった場合は、近いところを通ったりして避難できれば、余計いいと思うので、新庁舎建設まではまだ時間もありません。いろいろそのアクセス等のことを考え、またインフラの整備ということで、今後やっぱりこういうのを検討して行って、できれば冬季間、最低でも冬季間は閉鎖しないでオールシーズン使えるような方向で、もう一度検討し直していただければと思いますが、村長の意見はどうでしょうか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この道路というのは非常に難しい道路だということです。過去に海峡線の工事をやったときも、閉鎖するよというものが、JRの、当時は国鉄です

が、国鉄の考え方でございました。閉鎖する、国鉄側から要望された踏切の一つであります。

それを考えますと、JRとの交渉というのはすごく難しい。というのは、踏切の間隔の問題があります。小学校線があつて、今の寺道の踏切があつて、そして蓬田のあそこ何でしたっけ、公民館のところにもまだあるというので、すごく踏切の数が多いわけで、そういったことから考えるとJRとの交渉もかなり難しいだろうと思います。

もう一つは、やっぱり総務課長が答弁されましたように、道路をどうするかという問題です。

多分、駅のほうの道路は、あれはJRの用地になっていると思いますが、お寺の後ろから来る道路は村道でありますけれども、恐らく3メートルぐらいしかない道路であります。そうしますと、家屋移転を伴って、道路を新たに造らないと、切り返ししないといけないという問題が出てきます。これもまた大変な作業で、個人の家もそういった移転もしないといけないという、大きな事業になることになります。

じゃあその解消方法ってあるのというふうなことで、私も現場に行ってみましたけれども、例えば陸橋をつけるとか、そういったことしか解消方法はないんじゃないか。地下道を掘るということもあるんでしょうけれども、ただその場合もやっぱりその民間の家屋が移転しないといけないという工法になると思いますので、方法とすればそういうことは考えられますけれども、果たしてそこまでできるかというところ、JR側の対応を考えれば、私は不可能じゃないかと。

それよりも、人道踏切として冬季間、何か歩かせているというふうには伺っていますけれども、車は迂回していただいて、人が歩ける形で何とか対応できないかなというのが私の考え方であります。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） ありがとうございます。

内容は大体分かりました。いずれにしても、やはり私たち議員はインフラの整備というのが、やはり地域住民から言われたことを議会なり一般質問で通していくということですので、またいろいろ問題がありましたら質問いたしますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（木村 修君） これで、2番川崎憲二君の質問を終わります。

---

日程第3 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（木村 修君） 日程第3、4番柿崎裕二君の質問を許します。柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） おはようございます。4番柿崎です。

今回は3つほどの質問を通告をしております。

まず最初に、1、マイナンバーカードについての質問をいたします。

皆さんご存じのとおり、マイナンバーカードは2016年頃から交付が始まったと思っております。そのカードは様々な機能をひもづけ、行政サービスを受けられるカードであります。例えば、身近なところでは、申告に使うe-Tax、要するに電子申告書、それから印鑑登録カード、マイナポータル、それからもっとひもづけていけば図書カードとか公共施設の予約に使う利用登録カードとか、様々な機能を持たせてきております。

そういったこのマイナンバーカードは、無論交付申請して手元があれば非常に便利であるわけですが、その申請には郵送での申請、パソコンでの申請、それから身近にあるスマートフォン、携帯電話での申請、いずれかこの3つの申請で申し込むようになっております。

ただ、これも幾分ハードルが高くて、なかなか申請に困っている高齢者の方々が、非常に多いのではないかなと感じております。また、当初、最初に送られたマイナンバー通知カードとマイナンバーカードを勘違いされている高齢者も決して少なくありません。

そうしたことから、質問の①として、蓬田村のマイナンバーカード取得者の割合が、今現在どのぐらいあるのか、お答えください。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） お答えします。

令和4年5月31日現在、人口2,621名中取得者は693名で、率は26.4%となっております。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 蓬田村の人口の26%ぐらいがマイナンバーカードを取得していると。これは全国的にはもうちょっといっているような感じがしますが、蓬田村はそれと比べてもやはり低いなという感じを受けます。

以前、吉田議員も同じこのマイナンバーカードについて質問したと思いますが、このマイナンバーカードの申請に対して、村では増やすためにどういうふうな試みを考えているか、お答えください。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） まず、蓬田村では住民課のところに窓口を設置して、来られた方には丁寧な説明をまずするということが基本になっています。

それと、スマートフォンを持っている人に対しては、写真撮影や操作方法を教えて端末操作にも、現在、協力しています。

今後は、デジタルカメラによる撮影にも協力し、住民の要望に寄り添った形で進めたいと考えております。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今、いろいろ役場のほうに出向いてもらえれば、写真撮影とか申請の仕方についていろいろ教えますよっていうことでありました。

どうしてもこういうネットを使った申込みとかになると、尻込みする方が非常に多いわけで、それを窓口で聞くというのも何か恥ずかしいとか、ちょっと面倒だとか、そういったことがかなりあると思います。できればちょっとしたブースを設けて丁寧に申告をする、またその書類で郵送する場合も、その書き方に対して丁寧に指導していくと、そういったことを繰り返さないとなかなかこのマイナンバーカードが普及しないのではないかなと感じているところであります。

そこでですね、1の②の質問に移りますけれども、国では2023年度より健康保険者証とひもづけをし、従来の保険者証からマイナンバーカードへ移行するとしています。村では申請を苦手としている住民に、どのような対応を考えているか。先ほどの答えと重複するところなんですけど、やはりこれは国民健康保険と結びつくということは、非常に大事なカードになります。そういったことから健康保険と結びつくということに対して、担当課のほうではどういうふうにお考えになりますか。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 先ほどお答えしたのも重複しますが、今後はATMから端末の機械を導入して、カードリーダーというものがあまして、それに何かカメラもついているものが多分医療機関とかそういうふうなの設置されることになると思う

ので、それができれば、また高齢者とかの人にも利用できるし、医療機関のほうにもそういうふうな設置、それから調剤薬局のほうにも現在されているところもありますので、そういったところでも対応してパンフレットと、それから保険切替え時のときにもそういうふうなパンフレットで高齢者の方に寄り添っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ただいまの答弁は、マイナンバーカードを取得した上での回答のお話だったように今感じました。

ただいま私が申してるのは、マイナンバーカードを取得する、まだしていない方に健康保険と結びついた際にどのように対応するのか。できていない人にどのように対応するのか、そこが疑問だったわけであります。

ただ、全体的にはとにかくマイナンバーカードを取得しなければ、何のサービスも受けられないと。そういう形になってまいりますので、マイナンバーカードを普及させるという、この何ですか、やり方、どういうふうにやっていくのか、とにかく普及させて便利に使ってもらおうということに努力していただきたいと思えます。

次に③、1の③ということで、このマイナンバーカードに健康保険が移行するという形の国からの報道の中で、この従来の健康保険者証は廃止されてしまうのでしょうか、その辺お答えください。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） マイナンバーカードに移行されても、保険者証の廃止はない予想としております。そして、国のホームページのほうにも掲載されておりますので、今までどおり、保険者証も使えることとなっておりますので、お願いします。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今のお答えでは、健康保険者証も併用して使えるような形になるだろうというお答えでした。

また、答弁の中にホームページの中に詳しく書いているというお答えでありましたが、村民全てがホームページを見れるような環境、また見れるようなシステムを持ち合わせていないわけですから、行政のほうで紙ベースで閲覧板でも何でもいいんですけれども、マイナンバーカードを申請してひもづけた方はマイナンバーカードが保険者証代わりに

もなりますよとか、従来の保険者証でも十分診察を受けられますよということ、住民のほうに分かりやすく通達するような形を取っていただきたいと思います。答弁はよろしいです。

次に、2番のコロナワクチン4回目の接種ということに移りますが、先ほど1番小鹿議員が細かく丁寧に質問し、またそれに丁寧に答弁されて、今朝張り切って来たんですが、私が聞きたいことが全てなくなりましたので、ここは取り消して3番の質問にまいりたいと思います。

3番の質問として、役場庁舎建設に伴うバイパス入り口について質問いたします。

役場庁舎建設に伴うバイパス出入口について、以前、久慈議員からも質問があったと思うが、新庁舎建設に伴いバイパスから直接出入りすることになり、最低限バイパスの下り、要するに、青森市内から蟹田方面、要するに外ヶ浜方面に走る車線ですね。その車線のほうに右折車線、もしくは信号機がついた交差点の新設が必要不可欠だと強く感じます。

新庁舎建設と並行して、交差点の新設の要望を関係機関、部署に陳情申入れを進めているのか、お伺いします。答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 現段階では庁舎建設の各種許認可等の手続きが完了していませんので、要望活動や陳情等に関しましては具体的な行動は起こしてございません。今後、具体的な図面等ができ上がってきた時点での判断となります。

それから、今現在想定しているのは、グリーンタウンとよもつと団地の間にある交差点へ青森方面から向かっている車両が右折するための専用レーン、今議員おっしゃったとおり、右折専用レーンのことですが、その右折専用レーンが必要になるのではないかと考えてはございます。

ただ、いずれにしても今、設計業者と関係課との協議は進めておりますので、もう少し具体的な図面等が出てこないと動けないということで、もう少しお待ちいただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の説明で、今後、右折車線等を設けるように動きたいということが答弁いただきました。ただ、あそこは、以前にも、要するに先ほど川崎議員が言わ

れたとおり、東側踏切側のほうに蓬田駅に行く踏切がありまして、グリーンタウンよもっと団地の住民の方が駅を利用するとしますと、非常に近道になってバイパスを横断していくと。そこに交差点もない、交通量がものすごく多いバイパスだということで、一度死亡事故も発生しております。

今後、今度そこに新庁舎が行くとなると、もっと往来が激しくなるわけで、これは本当に必要不可欠な道路の交差点ということになると思います。できれば、右折車線ということだけでなく、信号機をつけたものを、交差点を要請していただきたいと、切に思うわけでございます。

どうしても利便性、新庁舎がついて利便性がよく、住民が来やすくするためにも必要な道路事情ですので、今後その新庁舎の進行に伴い交差点の要望を強く持っていただきたいと思います。

ここで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

---

#### 日程第4 一般質問 3番 久慈省悟議員

○議長（木村 修君） 日程第4、3番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） おはようございます。

それでは、通告をしておりました一般質問を始めたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策の給付金についてお伺いいたします。

様々な給付事業がありますが、最近、他県のある町で非課税世帯に10万円の給付をするところ、誤って1人に全額を振り込んでしまったという、すごくびっくりするような報道がされております。自治体の恥をさらすような事態だなど、つくづく思ったわけですが、当村では間違いなく給付するためにどのような対策で行っていくのか、答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 会計管理者。

○会計管理者（八木澤琴美君） お答えします。

現在、新型コロナウイルス感染症対策の給付金については、各事業ごとに様々な給付金が支給されております。中でも、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、件数、金額がとても多いため、定時の支払いとは別の日に支給日を設定しています。

担当課で作成されたチェック済みのデータ及び伝票を出納室で再度、件数、金額等の確認をし、支給日3日前までには金融機関へのデータ送信を行っております。

最終確認後、指定金融機関へ小切手を渡すことにより支給日当日に振り込まれております。

また、一個人に対し村より多額な金額や不審な振込み等があった場合は、金融機関より連絡をいただけるような対策を取っております。

今後とも、担当課でのチェック、そして、出納室での再確認及び金融機関との連携により誤送金の防止に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 今、担当課長のほうから、簡単にしゃべれば二重チェック、そして金融機関との連携、そういったことを図りながら事故防止対策をすると、こういうことでございますけれども、受給者の住民の皆さんの名簿表とか、入れ違ったり、中身の封筒の住所はご本人でも中身が違ったとか、そういうことのないよう今の答弁でそこまでチェックできるものなのか、少し心配でございますけれども、そこまで確認なさるといことでよろしいでしょうか。お答え願います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今の質問ですけれども、要は振込みのお知らせとか、そういうものについての通知を正確に行っているかどうかということよろしいでしょうか。

それに関しては、各課、担当課のほうから、通知書に関しては各担当課のほうで処理してございますので、各担当課のほうでチェックをして各々正確な封筒に個人名が間違わないような形で、払込み通知書とかそういうのをに入れて送付してございますので、そのチェックの部分は担当課のほうになります。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 様々な給付がありますから、その課によって大学生、高校生とか小中、そういうのは教育委員会とか、様々な課がございますので、間違いのないように住民にサービスを提供していただきたいと。そのことを十分お願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、3番久慈省悟君の質問を終わります。

日程第5 一般質問 7番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） 日程第5、7番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

今日は2点について質問をいたします。

1番目は、役場庁舎建設場所についてお伺いをいたします。

今日は原稿を用意しておりませんので、質問の要旨を読み上げていきます。よろしくお願ひします。

新庁舎建設用地は、バイパスの東側に決定しています。北海道沖の大地震による津波被害が及ぶことが発表されています。蓬田村の海岸線には、ほとんどの住宅がありますが、津波の高さが最大で4メートルとなっています。これでは新庁舎も浸水の恐れがあると思います。

用地の土盛りをバイパスと同じ高さにしないと被害を受けることになると思いますが、土盛りの高さはどのくらいにするのか、答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 庁舎建設の予定地の海拔は、東側でいうと約3.6メートル、バイパス沿いの西側で約4.9メートルとなっております。

東側の路面道路の道路の上では4.4メートル、それから東側の側道の低いところで約5.5メートル、バイパスとの接続部分で約7.1メートルとなっております。

予定地は、一旦表土をはぎ取り、土盛りをし、路床部分を造成後、舗装をし建屋の部分を含む西側の約3分の2の区域に関しては約7メートル、それから残りの東側の約3分の1の区域は約5メートル、路面道路側に緩く傾斜するように、今のところは考えてございます。

議員心配されている津波被害のことに关してでございますけれども、県から提供されている津波の浸水の想定域を確認したところ、JA蓬田支店の裏通り付近までということで、一応浸水域では想定されてございます。ただ、蓬田駅の高さまでは到達していませんでしたので、このことからの現在、庁舎建設を予定している場所、今でいう280号バイパスの東側ですけれども、津波の浸水被害としては、影響を受けるのはかなり低いのではないかと、今の7メートルの土盛りをすると被害は少ないのではないかと考えてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） バイパスの高さが、たしかネットで調べたら7メートル弱あったので、今、総務課長が答弁したように、入り口が7メートルという答弁をしましたけれども、水田はそれよりもっと低いわけですので、今の答弁からいくと、水田の土をはいだところから何メートルの高さを土盛りするのか、ちょっとお答えください。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 低いところ、先ほど3.6メートル、東側ですけれども3.6メートルと言いましたけれども、表土を約1メートルほどをはいで路床の層を造りますので、それを含めてやると約4メートル、4.5メートルぐらい土盛りがなされるということで、最終的な高さは高いところで7メートル前後ということになります。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） ありがとうございます。

次に、2番目の憲法改正の動きについて質問をいたします。

夏の参議院選挙を控えて、与党と維新の会が盛んに今の憲法を変えようとする動きを強めています。ロシアのウクライナに対する侵略行為は許されない蛮行で、人殺し以外の何ものでもありません。罪のない子供たちを含め、多数の犠牲者が出ています。ウクライナがロシアに対して戦争を仕掛けたわけでもないのに、一方的にロシアが世界の声をも無視し、爆撃をしています。

この戦争を利用して、日本の平和、憲法を敵視する勢力もまた許せません。日本の軍事費用、GDP1%から2倍の2%に増やすと言っています。軍事力を強めれば相手もそれに対抗しますから、軍拡競争が止まらなくなり、必要なインフラ、福祉などに予算が回らなくなります。

ロシアは核兵器の使用までちらつかせるなど、尋常な精神ではありません。核大国が核戦争に突入すれば、世界の人類は滅亡します。戦争の目的は、軍事企業の儲けのために行われています。これが過去の戦争のほとんどの原因です。戦争することで儲ける企業が政府を支配し、実行しています。人を殺す兵器をつくるより、人を幸せにする商品をつくる社会に変えていかない限り、戦争という犯罪はなくならないわけです。

村長には、憲法を守る義務が課せられていると思います。ご存じのとおり、憲法99条では、国会議員や公務員は憲法を守る義務があると書かれているわけです。

権力者を囲い込むのが現在の憲法です。村長も政治家であり、公務員ですから、これに当てはまると思うのですが、現在の憲法をどうしたらよいと考えているのか、直接お聞かせください。お願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

今、坂本議員が質問されましたように、憲法第99条は憲法尊重擁護の義務という見出しがついておりまして、その一部でございますけれども、裁判官その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負うというふうに規定されております。

私も公務員、特別公務員という立場ではございますので、この規定に該当するというふうに思っています。

ただ、坂本議員が今、ご質問いただいたわけでございますけれども、この憲法尊重擁護の義務がある私に対して、この村議会の場でこの憲法をどうしたらよいと考えているかというご質問なわけで、私も大変躊躇しております。憲法を守ることの立場の人間にどうしたらいいかお知らせくださいという質問の仕方というのも、非常に何か思惑がありそうに私は思慮されまして、甚だ矛盾を感じているというのが私の感覚であります。

私自身は法律の専門家でもございませぬし、憲法学者でもございませぬ。また、憲法をどのようにしたらよいかということで、公で講評したり議論したこともございませぬ。

そうした中で、私にその答えを求めるといふことでもありますので、私の考えというか、自分でこう思いますといふことを言います。

憲法というのは、法治国家としての日本国においては、最高法規に位置するものだと、法律の一番上にあるものであって、これをどうするかというのはこういう村議会の場で議論してやっても私は何も意味を持たないんじゃないかと。つまりは国権の最高の機関でございます国会で議論をして、憲法の規定に従って発議あるいは国民投票になる。これによって決すべきものであります。

私と質問者のイデオロギーでいろいろ議論したとしても、それは私は何も意味を成さないんじゃないかと思っています。

ちなみに私自身としては、公務員においても、日常生活においても、この憲法尊重擁護義務ということについては十分心がけておりますので、以上をもって回答といたします。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） ありがとうございます。

質問が矛盾しているという答弁であります。今なぜこの憲法について質問するかといいますと、ご存じのとおり、もう与党が憲法を変えると。本来であれば擁護義務がある国会議員が憲法を変えということ自体が間違っているわけですね。

ですから、戦前の憲法と違って、現在の憲法というのは権力者を縛るための憲法であるわけで、それが与党の規範である改正憲法の中には、国民が憲法を守るというふうに書かれているわけで、全く180度違う観点を持ってきているわけです。このことをよく注意していただきたいところです。

憲法を守るのは国民ではなくて、権力者なわけですよ。国民は憲法に守られている立場ですから、その憲法を変えてはいけないというのが今の憲法の趣旨なわけで、戦前の憲法とは全く180度違うようにつくられているわけです。

先ほども言いましたけれども、あまり言いますと、私もあまり憲法学者でも何でもないただ一農民ですので、これ以上立ち入った質問はできませんけれども、軍拡の話をしてますと、先ほども言ったように、ほとんどの戦争というのは軍事企業が儲かるためにやってるわけです。安倍前総理などは日本会議の一員で利用されていますが、ほとんどが大企業それらの利益のために動いているわけです。軍事費を増やして一番喜ぶのは、それらの大企業なわけで、国民にとっては何のメリットもないわけです。

大体鉄砲の弾をつくることで、それ一発でせつかく何十年、20年、30年、手塩にかけて育てた子供たちが、その鉄砲の弾一発で死んでしまうわけです。こういう兵器をつくるよりも、もっと大事なものをつくる必要があると思います。

私は前にも言っていますが、戦車1台10億円するものをつくるよりも、除雪ドーザーとかトラクターとか、そういうものをつくって再生産ができる商品をつくるべきだと、そういうふうに思うわけです。

中国に対抗して、日本が11兆円の軍事費を増やしたとしても焼石に水であります。幾ら増やしても中国の軍事費には到底太刀打ちできるわけではないので、そういう無駄なことをするよりも外交努力をしながら平和な国をつくっていくというのが、私は大事だと思います。

質問にはなりませんけれども、村長には今の憲法をぜひ守っていくという立場での答弁でしたので、これ以上の質問はありません。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、7番坂本 豊君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時45分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4年 7月21日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 小 鹿 重 一

会議録署名議員 川 崎 憲 二